
第6期紀北地域障がい者福祉計画

[令和6年度～令和8年度]

令和6年3月
尾鷲市・紀北町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 障がい者の定義	3
5. 障がい者施策の動向	4
(1) 国の障害者基本計画	4
(2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	6
(3) その他の障がい者施策の動向	6
第2章 紀北地域の障がい者の状況	8
1. 障がい者の状況等	8
(1) 身体障がい者の推移	8
(2) 知的障がい者の状況	9
(3) 精神障がい者の状況	10
(4) 支援が必要な子どもの状況	11
2. 障がい者施策に対する課題・要望	12
(1) 関係団体、関係機関ヒアリング	12
(2) 第5期計画評価課題	15
第3章 計画の基本理念と目標	18
1. 基本理念	18
2. 基本目標	19
3. 重点施策	21
第4章 施策の推進	22
1. 共生社会の実現に向けた誰もが暮らしやすいまちづくり	22
(1) 障がいを理由とする差別の解消と障がい理解の促進	22
(2) 権利擁護の推進	24
(3) 住民参画による支え合いの地域づくり	25
(4) わかりやすい情報提供	26
(5) 社会参加・交流の場の充実	27
2. 地域における自立と途切れのない支援体制づくり	29
(1) 雇用・就労、経済的自立の支援	29
(2) 相談支援体制・在宅サービス等の充実	32

(3) 障がい児支援の充実	35
(4) 保健・医療との連携	40
3. 地域での暮らしを支える安全・安心な生活環境づくり	43
(1) 防災・防犯対策の推進	43
(2) 誰もが暮らしやすい環境づくり	45
(3) 住まいの確保	46
(4) 移動手段の確保	48
第5章 計画の推進体制	50
1. 紀北地域協議会の推進	50
2. 地域における連携体制の強化	50
3. 新たな福祉ニーズへの対応	50
4. 計画の進行管理と見直し	50
参考資料	51
1. 用語解説	51
2. 紀北地域協議会設置要綱	57
3. 紀北地域協議会委員名簿	59
4. 紀北圏域障がい福祉サービス事業所一覧	60

■「障がい」の表記について

本計画中では法律名・事業名等を除いて「障がい」と「がい」をひらがなで表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

尾鷲市と紀北町で構成する紀北地域では、令和3年3月に障害者基本法に基づく「第5期紀北地域障がい者福祉計画」を策定するとともに、構成市町において障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を策定し、紀北地域の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

国における施策は、令和4（2022）年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が制定され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第56号。「障害者差別解消法改正法」）の成立・公布等を踏まえて、令和5（2023）年3月に「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定されています。

三重県においても「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（2021年度～2023年度）により、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし「障がい者の自己決定の尊重」「社会的障壁の除去」「障がい者本位の途切れのない支援」「障がいの状況等に応じた支援」「DX等を踏まえた安全・安心への取組」を計画推進の基本原則に施策を展開しています。

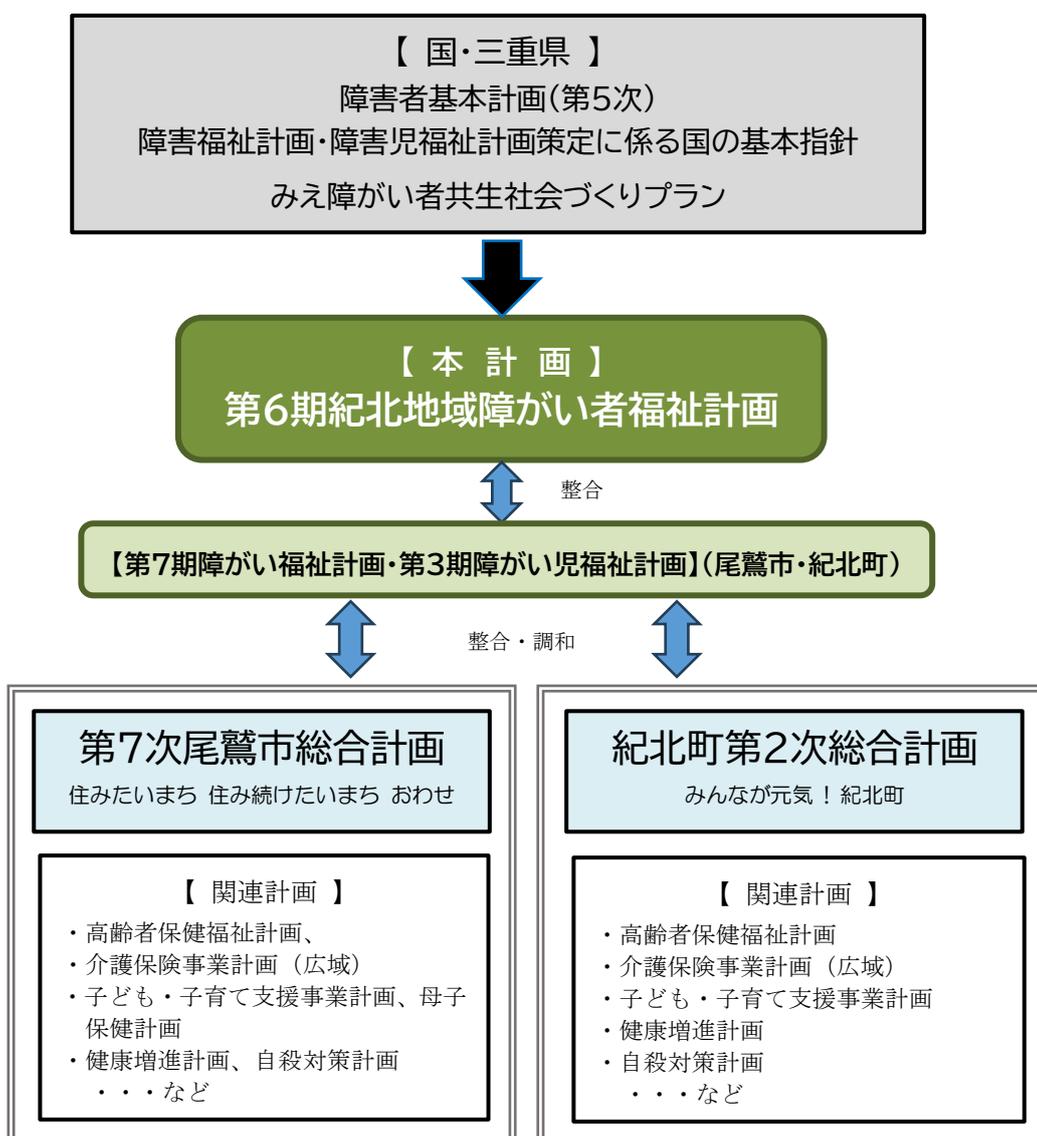
紀北地域では、現行計画の計画期間が令和5年度に満了するため、国や三重県の動向及び社会情勢の変化等を踏まえるとともに、これまでの取り組みの進捗状況の点検・評価を行い、これまで以上に障がい者の自立や社会参加を促すための施策を進めるよう、「第6期紀北地域障がい者福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」（市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画）であり、尾鷲市、紀北町からなる紀北地域の障がい者施策に関する指針です。

計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」及び県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を基本に、上位計画にあたる各市町の「総合計画」をはじめ、保健・福祉分野の関連計画との整合性を保つものとします。

さらに、障がい福祉サービスに関する実施計画として、各市町で策定する障がい福祉計画・障がい児福祉計画と本計画は、互いに補い合う内容として策定・推進していくものとします。



3. 計画の期間

本計画は令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間を計画期間とします。なお、法制度の改正等に応じて、計画期間中においても必要な見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4次計画		障害者基本計画（第5次）			
みえ障がい者共生社会づくりプラン			みえ障がい者共生社会づくりプラン		
第5期紀北地域障がい者福祉計画			第6期紀北地域障がい者福祉計画		
第6期障がい福祉計画（尾鷲市・紀北町）			第7期障がい福祉計画（尾鷲市・紀北町）		
第2期障がい児福祉計画（尾鷲市・紀北町）			第3期障がい児福祉計画（尾鷲市・紀北町）		

4. 障がい者の定義

本計画における「障がい者」という用語については、障害者基本法第2条で定められる「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」がある者であって、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者としてします。

5. 障がい者施策の動向

近年における我が国の障がい者施策の動向は、以下のとおりとなっています。

(1) 国の障害者基本計画

国は、令和5（2023）年3月14日に「障害者基本計画（第5次）」を閣議決定し、令和5（2023）年度からの5年間を対象として障がい者の自立及び社会参加の支援等のための総合的かつ計画的な推進を図っています。

■各分野における障がい者施策の基本的な方向■

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
(1)権利擁護の推進、虐待の防止	(2)障害を理由とする差別の解消の推進
2. 安全・安心な生活環境の整備	
(1)住宅の確保 (2)移動しやすい環境の整備等	(3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2)情報提供の充実等	(3)意思疎通支援の充実 (4)行政情報のアクセシビリティの向上
4. 防災、防犯等の推進	
(1)防災対策の推進 (2)東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進	(3)防犯対策の推進 (4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済
5. 行政等における配慮の充実	
(1)司法手続等における配慮等 (2)選挙等における配慮等	(3)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4)国家資格に関する配慮等
6. 保健・医療の推進	
(1)精神保健・医療の適切な提供等 (2)保健・医療の充実等 (3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進	(4)保健・医療を支える人材の育成・確保 (5)難病に関する保健・医療施策の推進 (6)障害の原因となる疾病等の予防・治療
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	
(1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築 (3)地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4)障害のあるこどもに対する支援の充実 (5)障害福祉サービスの質の向上等	(6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7)障害福祉を支える人材の育成・確保
8. 教育の振興	
(1)インクルーシブ教育システムの推進 (2)教育環境の整備	(3)高等教育における障害学生支援の推進 (4)生涯を通じた多様な学習活動の充実

9. 雇用・就業、経済的自立の支援	
(1)総合的な就労支援 (2)経済的自立の支援 (3)障害者雇用の促進	(4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の確保 (5)一般就労が困難な障害者に対する支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	
(1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	(2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取り組みの推進
11. 国際社会での協力・連携の推進	
(1)国際社会に向けた情報発信の推進等 (2)国際的枠組みとの連携の推進	(3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4)障害者の国際交流等の推進

■障害者基本計画(第5次)で追加された項目や視点(概略、一部抜粋)■

1 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえること
2 「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標)の理念
3 「障害者差別解消法改正法」の内容について ①事業者に対する合理的配慮の提供を義務づけ ②行政機関相互間の連携強化 ③障害を理由とする差別を解消するための支援措置強化
4 社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上
5 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取り組みを推進する
6 障害者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要である
7 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえた取り組みを推進
8 虐待の早期発見や防止に向けた取り組み
9 強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備
10 どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じないように取り組む
11 ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
12 情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援
13 心身の障害等により制限を付している法令の規定(相対的欠格条項)の見直し
14 医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進
15 障害児においても、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援を推進
16 学校教育における障害のある幼児・児童・生徒及び学生に対する支援を推進
17 公立小・中学校施設における、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
18 障害者の文化芸術活動に対する支援、障害者の優れた芸術作品の展示等の推進、地方公共団体における障害者による文化芸術活動に関する計画策定の促進

(2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」の改正を行い、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が令和6～8年度までの第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定するにあたって即すべき事項を定めています。

■主な改正点■

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築③ 福祉施設から一般就労への移行等④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築⑤ 発達障害者等支援の一層の充実⑥ 地域における相談支援体制の充実・強化⑦ 障害者等に対する虐待の防止⑧ 地域共生社会の実現に向けた取り組み⑨ 障害福祉サービスの質の確保⑩ 障害福祉人材の確保・定着⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化⑭ その他:地方分権提案に対する対応 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) その他の障がい者施策の動向

① 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法においては、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

② 障がい者による文化芸術活動の推進

令和5(2023)年3月に改定された「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」において、「障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開」、「文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実」、「地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築」を目標とする取り組みを進めています。

③ 成年後見制度の利用促進

「第二期成年後見制度利用促進計画」が令和4(2022)年3月に閣議決定され、成年後見制度利用支援事業については、市町村長申立ての場合に限らず、本人や親族からの申立て等も対象になること、後見人以外の保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人、補助監督人、特別代理人の場合でも事業の対象になることなどが定められました。

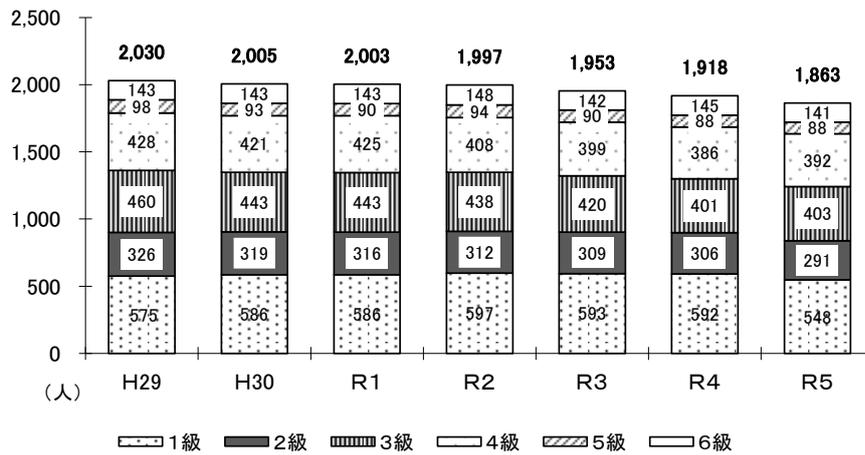
第2章 紀北地域の障がい者の状況

1. 障がい者の状況等

(1) 身体障がい者の推移

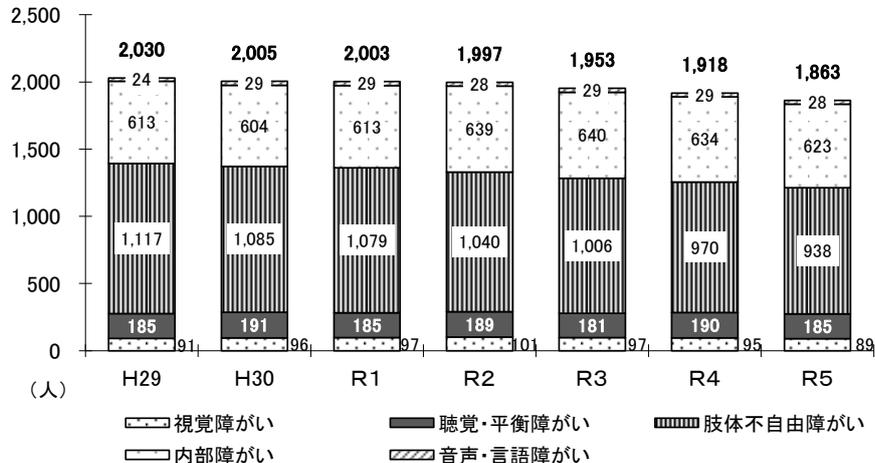
身体障害者手帳所持者の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和5年では1,863人となっています。等級別では、特に1級が令和4年から5年にかけて大きく減少しています。また、障がい別でみると、肢体不自由障害が最も多く令和5年で938人、次いで、内部障害が623人で続きます。肢体不自由障害の減少がその他の障がいより多くなっています。

等級別身体障害者手帳所持者の推移



※各年4月1日現在

障がい別身体障害者手帳所持者の推移

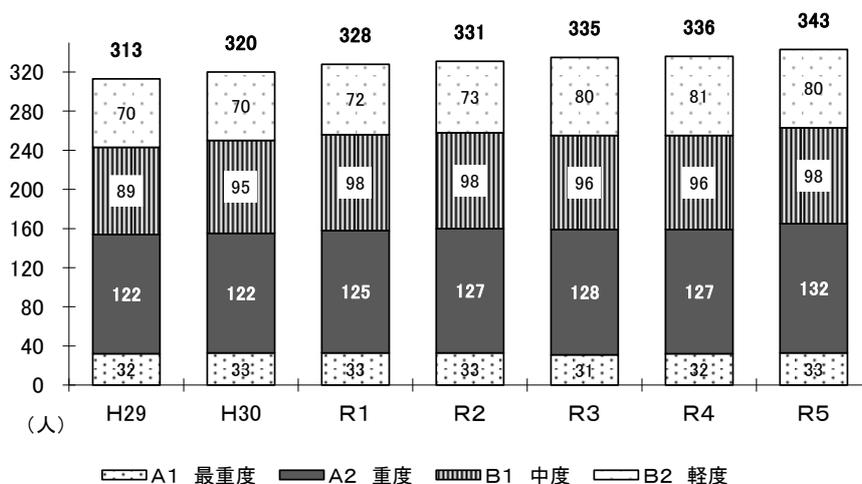


※各年4月1日現在

(2) 知的障がい者の状況

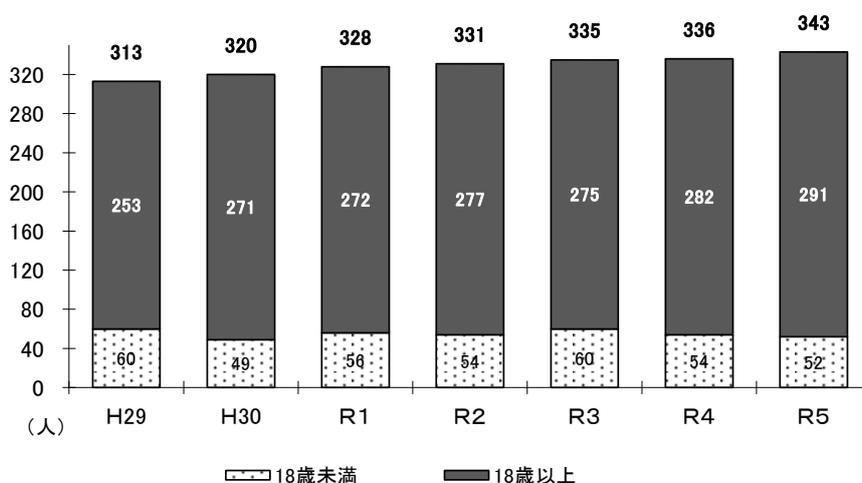
療育手帳所持者の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和5年では343人となっています。等級別ではA2 重度の方が132人と最も多くなっています。また、年齢別でみると令和5年で18歳以上が291人、18歳未満が52人となっており、18歳以上が増加傾向となっています。

等級別療育手帳所持者の推移



※各年4月1日現在

年齢別療育手帳所持者の推移



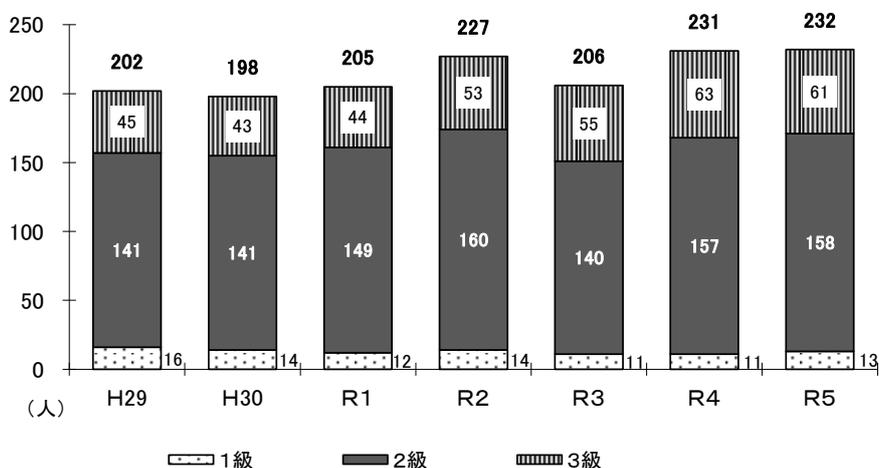
※各年4月1日現在

(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、令和2年以降、増加傾向で推移しており、令和5年では232人となっています。等級別では2級の方が158人と最も多くなっています。

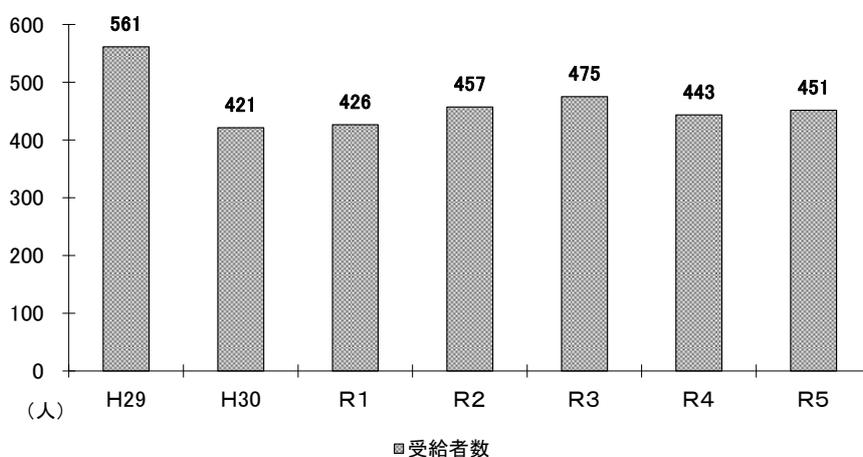
自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移をみると、平成29年から平成30年にかけて140人減少したものの、平成30年以降増加傾向で推移し、令和5年では451人となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



※各年4月1日現在

自立支援医療(精神通院医療)受給者の推移



※各年4月1日現在

(4) 支援が必要な子どもの状況

① 支援が必要な子どもの状況の推移

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等	人	33	36	27
幼稚園	人	0	1	2
小学校	人	55	51	56
中学校	人	21	20	16
高校	人	0	0	0
県立特別支援学校	人	25	29	27
(内訳) 小学部	人	2	3	5
中学部	人	5	11	8
高等部	人	18	15	14

② 卒業生の状況

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県立特別支援学校（高等部）	人	6	6	5

※令和5年度は卒業見込み数

2. 障がい者施策に対する課題・要望

(1) 関係団体、関係機関ヒアリング

本計画の策定にあたっては、関係団体、関係機関を対象に質問票への回答形式によるヒアリングを実施しました。ヒアリングにおいて、本地域での障がい者施策に関する主な要望等をまとめると以下のとおりとなっています。

①住まいに関する意見（住宅/グループホームなど）

- ・本人だけでなく、両親等の家族も同様に高齢化しており、これに対応するため、軽度だけでなく重度の方にも対応したグループホームが必要。
- ・空き家を活用したグループホームの設置等の方法により充足させていく検討が必要。
- ・一人暮らしの体験ができる場所の確保。
- ・グループホームが不足している。
- ・障がい者が一人で生活していくには居宅介護事業所が少なく、思うようなサービスを受けづらい状況。

②仕事に関する意見（雇用の場/就労機会 など）

- ・就労支援B型事業所で一定程度の水準まで技術を身に付けてきているが、それを実際の職場で実践できる場が少ない。実践の場の確保と企業側の理解の場を設けていくことが必要。企業側の希望も確認しつつ、それに合わせて本人もスキルアップしていくサイクルの構築が必要。
- ・関係支援機関（障がい者就業・生活支援センター結、東紀州くろしお学園おわせ分校など）と連携した就職支援。
- ・職場実習や障がい者のトライアル雇用等各種助成金制度の活用。
- ・障がい者の法定雇用率の引上げに係る周知や雇用率達成に向けた事業主支援。
- ・車を所持していない等の求職者については、居所により就職先が大きく制限される課題がある。
- ・B型事業所での仕事の確保。
- ・通常の企業に雇用されることが困難な方が通える、A型事業所の設置。
- ・就労移行支援事業の設置。
- ・一般就労と就労継続支援施設の中間的な存在があればよい。
- ・ジョブワーカーの育成など雇用促進につなげていく仕組みの再検討が必要。
- ・高等部卒業後の一般就労、障がい者雇用の場の確保。
- ・企業の理解を促進。

③教育・保育に関する意見（発達支援／教育支援／子ども・子育て支援 インクルーシブ教育への取り組み など）

- ・児童発達支援センターの整備に向けて関係者との協議の継続。
- ・障がいのある子ども・発達が気になる子を、その子にあった育ちの支援へつなぐ。
- ・放課後デイサービスの拡充。
- ・保育所等・幼稚園時代からのインクルーシブ教育の実施。
- ・差別のない教育の実施。
- ・途切れのない支援や教育に向け、福祉部署と教育部署と一緒に考えていける体制。
- ・発達支援センターの設立。
- ・地域における困難事例や、障がいに対する理解、知識など話せる場が必要。

④在宅福祉サービスに関する意見（各種福祉サービス、移動支援、相談支援、意思決定支援 ヤングケアラーを含む家族支援 など）

- ・人員不足によるサービスの停滞を懸念。ヘルパーの確保など地域における介護人員の慢性的な不足の解消が必要。
- ・相談支援事業所の増加が必要。
- ・移動支援の促進。
- ・土日に利用できるサービスの増加。
- ・困りごとが発生した場合のワンストップ型の相談窓口が必要。

⑤保健・医療サービスに関する意見（保健／医療サービス など）

- ・精神疾患を抱えた方にも対応可能な訪問看護サービスが必要。
- ・各種医療機関と福祉サービスの適切な利用促進。
- ・医療的ケア児を受け入れ可能な地域での整備。
- ・市外、町外、圏域外の通院サービス利用について検討が必要。
- ・巡回相談の大幅な縮小による地域での生活に不安。
- ・車での通院ができない場合のリハビリや装具の修理。
- ・医療機関が少ない地域であり、相談を受けた機関が適切に次につなげる体制の整備。

⑥生活しやすいまちづくりに関する意見（バリアフリー／防災／防犯／消費者トラブル など）

- ・施設改修や新設時に、バリアフリー化を進めてきている。
- ・公共交通機関の利用しやすさの向上が必要。
- ・防災訓練などにおける障がい者の参加。
- ・障がい者の避難について、地域での情報の周知や体制の強化が必要。
- ・防犯や消費者トラブルについて、地域での支援が必要。

⑦権利擁護、虐待防止について

- ・日常生活支援事業だけでなく、成年後見等の利用について普及していく必要がある。
- ・見守る人たちへの教育は定期的に行い、職員は二人以上で利用者を見守る体制とする。
- ・障がい者と地域が交流できる機会を増やす。
- ・権利擁護、虐待について、障がい者本人、家族にも浸透していないため周知徹底が必要。
- ・虐待防止の啓発活動は続けていく必要はあるが、家庭内の状況まではわからない。

⑧各種社会活動（スポーツ活動／生涯学習活動 など）

- ・スポレク祭だけではなく、ニュースポーツに触れる機会や新たな文化活動に触れる機会をつくっていく必要がある。
- ・スポーツはコミュニティの場でもあり、汗をかく機会や場所を増やす必要がある。
- ・土日祝日に開催される社会活動への参加にはヘルパーの援助が必要であり、休日の利用体制の強化が必要。
- ・社会活動の参加のために移動支援サービスの増強が必要。

⑨地域福祉（啓発・交流／福祉教育／ボランティア など）

- ・若いときからの障がい者との交流の機会を増加し、地域福祉やボランティア活動の促進につなげる。
- ・障がい者が地域で自立して生活するためには、地域の理解が何より必要であり、住民にとどく情報発信の仕方に工夫が必要。

⑩情報アクセシビリティ向上・意思疎通支援の取り組み

- ・手話通訳士や要約筆記者の利用がない状況ではあるが、地域内でこれらの資格を持つ方の育成は継続して実施していく必要がある。
- ・意思疎通にかかる日常生活用具の見直しについては随時行っていく必要がある。
- ・当事者の意向を引き出す技術の向上が必要であり、そうした役割を担う人材育成の仕組みづくりが必要。
- ・意思疎通については、当事者にかかわる機会を増やす必要がある。

⑪その他、ご意見等

- ・学童期～成年期～老年期の途切れない支援や引き継ぎの体制づくりが必要。療育センター（発達支援センター）の設立。
- ・休日に障がいを持つ方の集まりやすい場所、「居場所」が必要である。
- ・人口の少ない市町であり、学生や元気な高齢者の力を借りて（巻き込んで）課題に取り組んでいく必要がある。

(2) 第5期計画評価課題

第5期計画の評価・検証による施策を進めていく上での課題は以下のとおりとなっています。

1. 共生社会の実現に向けた誰もが暮らしやすいまちづくり
(1) 障がい者を理由とする差別の解消と障がい理解の促進
(課題) ・交流教育において児童生徒の移動に課題がある。 ・全庁的に、障がい者に対する支援は、必要に応じて行っているが、実行している支援が合理的配慮と意識づけられるよう研修を行う必要がある。
(2) 権利擁護の推進
(課題) ・市民後見人の育成や法人後見の協議を進める必要がある。 ・障がい者の保護者の高齢化が進んでおり、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用につなげるよう周知等を促進していく必要がある。
(3) 住民参画による支え合いの地域づくり
(課題) ・ボランティアの横のつながりの場をつくる必要がある。
(4) わかりやすい情報提供
(課題) ・手話奉仕員等の担い手の確保に引き続き取り組む必要がある。
(5) 社会参加・交流の場の充実
(課題) ・コロナ禍の事業中止により参加者の意欲の低下や体力の低下が課題となっている。 ・参加者が高齢化していく中、水分補強や体調の管理にさらに注意が必要となっている。 ・人口減少、高齢化の進展により、新たなボランティアの確保が困難な状況となっている。

2. 地域における自立と途切れのない支援体制づくり
(1) 雇用・就労、経済的自立の支援
<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の高齢化が進んできており、本人の状況に合わせた生活介護や介護保険事業のデイサービスへの円滑な移行も含めた検討が必要となっている。 ・一般就労に向けて、企業での研修機会の確保が課題となっている。 ・事業者による通所送迎は負担が大きく、障がい者自身での公共交通機関を利用した通所ができるようトレーニングを行う機会が必要となっている。 ・保護者の送迎が難しくなったときへの不安解消に向けた制度等が必要となっている。
(2) 相談支援体制・在宅サービス等の充実
<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー不足により、利用開始調整に時間を要しており、その確保が課題となっている。 ・利用者の高齢化が問題。各事業所の高齢の障がい者の受け入れ態勢を考え、介護サービスへの移行を検討する仕組みづくりが必要と思われる。 ・紀北地域協議会の開催について、コロナ禍のような状況でも開催できる方法を検討する必要がある。
(3) 障がい児支援の充実
<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置の障壁を整理・解決に取り組み早期の実現を図る必要がある。 ・支援の必要な子どもが増加傾向であり、より多くの介助員の確保が必要となっている。 ・就学に向けた支援体制のあり方について見直しが必要となっている。 ・校内での交流やレクリエーション活動を通じての、豊かな人間性を形成する交流の場の確保が必要となっている。 ・高等部卒業後の日中活動を行うサービス（福祉事業所、就労継続支援）の不足により進路先の確保に課題がある。
(4) 保健・医療との連携
<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀北地域は精神科が少なく、こころの病気を疑った場合に、受診するまでに日数がかかる場合がある。 ・窓口の充実及び関係機関との連携により、早期受診、支援につながる地域での体制づくりが引き続き重要となっている。 ・圏域外へのサービスの利用において、移動手手段の確保が課題となっている。

3. 地域での暮らしを支える安全・安心な生活環境づくり
(1) 防災・防犯対策の推進
(課題) <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の被害を最小とするために、防災知識の普及と防災意識の向上が図られるよう引き続き防災対策講習会などを実施していく必要がある。
(2) 誰もが暮らしやすい環境づくり
(課題) <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が安心して暮らすことができるよう、施設のバリアフリー化へ取り組んでいく必要がある。
(3) 住まいの確保
(課題) <ul style="list-style-type: none"> ・空き家が増加しており、グループホームになりうる物件が多くなって来ている中、運営の担い手の確保が必要となっている。 ・入居者の状況確認のための訪問がなかなかできていない状況となっている。 ・障がいの状況に合わせた住宅改修や福祉用具の設置が必要となるため、賃貸人に対して理解を求めていく必要がある。
(4) 移動手段の確保
(課題) <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍が収束していく中、移動支援事業を利用した社会参加が増加してくると想定され、ヘルパー不足などの課題がある。 ・公共交通機関の本数に限りもあり、ヘルパーがついての移動支援だけでなく、福祉有償運送、介護タクシー等の利用促進に向けた取り組みが必要となっている。

第3章 計画の基本理念と目標

1. 基本理念

共生社会の実現には、障がい者に対する差別を解消するとともに、障がい者の自立や参加を妨げる社会的障壁の除去に社会全体で取り組むことが必要であり、その上で、障がい者が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限に発揮して、自己実現できるよう支援していくことが求められます。

「障害者基本法」第1条では、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がい者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

さらに、障害者総合支援法においては、障害者基本法の目的や基本原則を踏まえ、「地域社会における共生の実現」に向けた取り組みが最大のテーマとされており、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会の実現が求められています。

こうした法の理念を踏まえ、本計画では、引き続き「共生社会の実現」に向け、障がいの有無にかかわらず、誰もが生きがいを持って自立でき、社会参加できる機会が保障され、相互に人格と個性を尊重し合い、共生できる紀北地域づくりを一層推進するため、前計画の趣旨を引き続き、次の基本理念を掲げます。

基本理念

ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり

2. 基本目標

基本理念である「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」の実現に向け、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標 1 共生社会の実現に向けた誰もが暮らしやすいまちづくり

日常生活における障がい者にとっての障壁を取り除き、障がい者が自発的に日常生活や社会的活動を行うことができる地域を実現するため、住民の障がいへの理解促進を図るとともに、行政、事業者、支援者、障がい者自身もそれぞれの役割の中でお互いに支え合い、助け合いながら生活できる共生社会の実現と権利擁護などの推進により、地域で誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

基本目標 2 地域における自立と途切れのない支援体制づくり

障がい者が、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、雇用・就労、経済的自立の支援を促進するとともに、福祉、保健・医療、教育、就労等の関係機関が連携し、年齢や障がい特性に応じた、途切れのない支援を提供するため、発達支援体制の強化、相談支援体制や福祉サービスの充実を図ります。

基本目標 3 地域での暮らしを支える安全・安心な生活環境づくり

障がいの有無にかかわらず、その人らしい自立した社会生活の実現を支援するため、防災・防犯対策の推進や公共施設等のバリアフリー化、住まいの確保、移動手段の確保など、障がい者が地域で安全で安心して生活できる環境づくりを進めます。

第6期紀北地域障がい者福祉計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策項目
<p>ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり</p>	<p>基本目標 1 共生社会の実現に向けた誰もが暮らしやすいまちづくり</p>	<p>(1)障がいを理由とする差別の解消と障がい理解の促進 (2)権利擁護の推進 (3)住民参画による支え合いの地域づくり (4)わかりやすい情報提供 (5)社会参加・交流の場の充実</p>
	<p>基本目標 2 地域における自立と途切れのない支援体制づくり</p>	<p>(1)雇用・就労、経済的自立の支援 (2)相談支援・在宅サービスの充実 (3)障がい児支援の充実 (4)保健・医療との連携</p>
	<p>基本目標 3 地域での暮らしを支える安全・安心な生活環境づくり</p>	<p>(1)防災・防犯対策の推進 (2)誰もが暮らしやすい環境づくり (3)住まいの確保 (4)移動手段の確保</p>

3. 重点施策

本計画においては、障がい者福祉にかかわる3つの基本目標に掲げた施策・事業を計画的に推進していくことが基本となりますが、基本理念である「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」の実現に向けて、継続的かつ重点的に取り組む施策を設定し、障がい者施策の充実を図ります。

重点施策1 雇用・就労、経済的自立の支援

地域における自立した生活を支援するためにも、引き続き、多様な障がいの特性に応じた就労の場の充実を図るとともに、福祉的就労における安定的な受託の確保を図ります。

○福祉的就労の場の確保／○就労サポート・定着支援／○多様な就労形態の創出

重点施策2 地域生活への移行のための住まいの充実

障がいのある人が住み慣れた地域での生活を続けるために、住環境の整備に向けて、グループホーム等の設置の支援、グループホームの入所者が安心して暮らせる支援体制の充実に努めます。

○グループホームの整備／○地域生活支援拠点整備も含めたグループホームとの連携

重点施策3 途切れのない障がい児支援の充実

子ども一人ひとりが持つ個性や能力を最大限伸ばし、健やかな成長を支えていくためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、途切れのない支援を図ります。

○児童発達支援センターの整備／○早期発見、早期発達支援システムの充実／○発達支援体制、相談支援体制の充実

第4章 施策の推進

1. 共生社会の実現に向けた誰もが暮らしやすいまちづくり

(1) 障がいを理由とする差別の解消と障がい理解の促進

施策の方向

- ・ 障害者差別解消法の施行に伴い、行政機関や民間事業者等だけでなく、広く住民に対して障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の必要性などを啓発します。
- ・ 福祉教育や交流教育、様々なメディアや機会を効果的に活用しながら、障がいや障がい者に対する理解を深めるための事業を継続して行います。
- ・ 県立特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、交流及び共同学習を通して、地域内の小中学校において学習する機会の充実を図ります。

主な施策・事業の内容

①障がいを理由とする差別の解消

施策・事業	取り組み内容
差別解消に向けた啓発活動の推進	・ 地域における障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮の推進を図るため、広報、ホームページ等を通じて、住民や民間事業者等への啓発を促進します。

②福祉教育の充実

施策・事業	取り組み内容
学校教育の中での福祉教育	・ 各学校での人権教育や道徳教育を充実させ、障がいに対する正しい知識と理解を深めます。
交流教育の推進	・ 東紀州くろしお学園おわせ分校と地域の保・幼・小・中・高等学校との交流機会を積極的に創出します。また、地域の一員として住民の方々と連携しながら、東紀州くろしお学園おわせ分校への理解と協力が得られるように努めます。 ・ 交流活動を継続して実施し、特別支援学級、特別支援学校相互の交流を深めます。 ・ 特別支援教育における交流及び共同学習の取り組みをさらに進めるため、特別支援学校との副次的な籍制度

	を導入します。県立特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、交流及び共同学習を通して、地域内の小中学校において学習する機会の充実を図ります。
--	-------------------------------------------------------------------------

③広報・啓発活動

施策・事業	取り組み内容
障がい者に関する理解と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・交流活動の場を積極的に設け、障がい者が地域で明るく暮らせる地域づくりを推進します。 ・障がい者の差別につながる用語や表現の撤廃に向け、啓発活動を推進します。 ・障がい者に対する誤解や偏見を取り除くため、個人だけでなく企業や団体等に対して、あらゆる媒体を活用した正しい知識や情報の普及を進めます。
「障がい者週間」等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障がい者雇用支援月間」（9月）について、広報紙や社協だより等で周知を図ります。

④行政サービスなどにおける配慮

施策・事業	取り組み内容
行政サービスにおける合理的配慮の追求	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員が求められる合理的配慮の考え方のもと、業務に取り組めるよう、研修等を実施します。

(2) 権利擁護の推進

施策の方向

- ・判断能力が十分でないと思われる障がい者が、日常生活や社会生活における意思決定の際に不利益を受けることがないよう、本人の自己決定を尊重し意思決定を支援していくための体制の整備を図ります。
- ・家族等の高齢化により、親亡き後の支援が課題となっており、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と適切な利用を支援するとともに、後見人の受け皿の拡大に向けて法人後見等の育成に取り組みます。

主な施策・事業の内容

①権利擁護体制の充実

施策・事業	取り組み内容
権利擁護に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町担当課及び紀北地域障がい者総合相談支援センター結において、虐待防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した生活を送れるよう、相談支援事業体制の拡充を図ります。 ・地域においては、民生委員・児童委員、病院、サービス提供事業所、学校、地域包括支援センター等、身近な場所が相談先となっているため、様々な地域の相談窓口との連携を強化し、権利擁護の相談支援体制の充実を図ります。
日常生活自立支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の日常生活自立支援センターとの連携により、成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業を実施し、権利擁護の体制強化を図るとともに、制度の啓発に努めます。 ・市民後見人の養成や法人後見人の育成に努めます。

②権利擁護に対する広報・啓発活動の推進

施策・事業	取り組み内容
権利擁護についての住民理解の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の権利擁護や制度等について一般住民の理解と認識を深めるため、幅広く広報・啓発活動を推進します。

(3) 住民参画による支え合いの地域づくり

施策の方向

- ・地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、ボランティアの育成や活動支援の充実を図りながら、ボランティア交流会など横のつながりを中心とした協議の場の設置に努めていきます。
- ・住民主体の支え合いの地域づくりについて、仕組みづくりや体制整備を進めていきます。

主な施策・事業の内容

①ボランティアの育成

施策・事業	取り組み内容
ボランティアの育成に向けた施策の充実	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動やボランティア講座の充実を図り、ボランティアの育成を推進するとともに、講座受講者へのフォローアップ研修等を行います。・住民主体の支え合いの地域づくりについて、仕組みづくりや体制整備を進めていきます。

②ボランティア活動の支援

施策・事業	取り組み内容
ボランティア団体との連携の強化	<ul style="list-style-type: none">・交流会などを開催し、行政とNPO団体やボランティアとの連携・情報交換を図ります。・生活支援ボランティアの育成と障がい者の社会参加をコーディネートできる人材の育成を図ります。
ボランティアセンター事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・ニーズを把握するとともに、関係機関と連携し、サービスの開発やニーズと活動のマッチングの支援ができる仕組みづくりに努めます。・ボランティア交流会などボランティア同士の協議の場の設置に努めていきます。

(4) わかりやすい情報提供

施策の方向

- ・障がい者が自らの選択により社会参加やサービス利用ができるよう、行政情報や各種サービスの情報提供の充実に努めるとともに、障がい者に対する情報保障の観点から、障がい特性に応じた多様な手段で情報提供ができるよう情報のバリアフリー化に取り組みます。
- ・聴覚障がい者等の意思疎通の支援を行うとともに、担い手である手話奉仕員等の養成研修等について検討を行っていきます。
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた、情報へのアクセシビリティ（取得・利用）の向上やコミュニケーション（意思疎通）手段の充実に努めます。

主な施策・事業の内容

①情報提供・相談体制の充実

施策・事業	取り組み内容
障がい福祉サービス等の情報提供の充実	・広報、ホームページ等の活用とともに、特定相談支援事業所等を通じて、各種障がい福祉サービスの内容やサービス事業所の情報、サービスの利用方法など、情報提供の充実に努めます。
障がいに配慮した行政窓口づくり	・障がい者が、自らの選択により自ら望む行政サービスが受けられるよう、行政窓口での説明にあたっては、障がい特性に応じて、筆談等やわかりやすい言葉使いを用いるなど、障がい者に配慮した窓口づくりを進めます。

②意思疎通支援事業の充実

施策・事業	取り組み内容
意思疎通支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の支援を行うとともに、制度の周知を図ります。 ・手話奉仕員等の養成研修等を行っていきます。

③情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上

施策・事業	取り組み内容
情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援	・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえて、ICT機器や情報通信技術を活用した情報へのアクセシビリティ（取得・利用）の向上やコミュニケーション（意思疎通）手段の充実に努めます。

(5) 社会参加・交流の場の充実

施策の方向

- ・障がい者が積極的に社会活動に参加できるよう、無理なく参加できる学習やスポーツの機会を広く設けるとともに、情報提供に努め、参画機会の拡大を図ります。
- ・障がい者の主体的な余暇活動や社会参加の促進のため、各種障がい者団体やサークル活動、ボランティア活動への支援を促進するとともに、指導者やボランティアの確保に努めます。
- ・障がい者が円滑に文化活動、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

主な施策・事業の内容

①生涯学習・スポーツの振興

施策・事業	取り組み内容
各種講座等の充実	・障がい者の様々な生涯学習機会が拡充されるよう、障がいの有無にかかわらず参加しやすい講座を開設するとともに、公民館講座や講演会などにおける受け入れ体制の充実に努めます。
生涯学習活動への参加促進	・障がい者が学習する施設の充実に図るとともに、公民館、図書館、文化ホールなど生涯学習のための施設のバリアフリー化を推進します。 ・図書館サービスの充実、点字図書の充実、録音図書等貸し出し等コンテンツの充実と対面朗読サービス実施の検討を行います。
スポーツ活動の推進	・個々の障がい種別に応じた教室を開催するとともに、高齢者や障がい者が無理なく行うことのできるスポーツを検討し、取り入れを図ります。 ・バリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすいスポーツ施設の整備に努めます。 ・関係機関の連携を図り、スポーツ推進のためのスポーツ指導員の育成に努めます。
文化祭、作品展への参加促進	・文化祭、作品展、移動展などの開催により、活動の成果を発表できる場をつくります。
レクリエーション活動への参加促進	・障がい者の参加を促すとともに、関係団体やボランティアとの連携を強化しながら、ニュースポーツの推進を図り、様々なレクリエーション活動に、障がい者だけでなく、子どもや高齢者など地域住民の誰もが気軽に参加できる機会を広げます。

②交流の場づくり

施策・事業	取り組み内容
交流活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なイベントに参加できる環境整備を促進し、地域社会との交流機会を広げます。 ・新規参加者の発掘に努めるなど、障がい者イベントへの幅広い参加を呼び掛け、地域住民との交流を深めます。 ・地域で開催される行事との共同開催を図るとともに、参加者のニーズを調査し、参加者の増員及び企画内容の工夫に努めます。 ・日中に気軽に集い、交流できるサロン等の居場所づくりを支援するとともに、情報提供に努めます。

③社会参加への手助け

施策・事業	取り組み内容
社会参加のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体と協働し、「声の広報」の録音や手話などにより、障がい者の社会参加のための情報提供を進めるとともに、利用希望者の発掘とともに、支援する側の育成を図ります。 ・障がい者に限定せず、高齢者も含めた幅広い住民への情報提供に努めます。
サークル活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が集い、交流する場の活性化を図るため、サークル活動などを支援するとともに、障がい者を含め住民に対し、活動についての啓発に努めます。
活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州くろしお学園や紀北地域障がい者総合相談支援センター結との情報共有を図り、対象者の実態把握に努めるとともに、指導者やボランティアの確保に努め、活動の活性化を図ります。

2. 地域における自立と途切れのない支援体制づくり

(1) 雇用・就労、経済的自立の支援

施策の方向

- ・働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、事業者への障がい者の雇用について啓発活動に取り組みます。また、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労ができるよう支援するとともに、就労継続支援B型事業等の工賃の水準が向上するような体制づくりや支援等を通じて、一般就職が難しい障がい者の福祉的就労の底上げを促進します。
- ・障がい者の生活の安定を図るため、公的支援制度や各種手当について周知に努め、経済的自立を支援します。
- ・障がい者自身での事業所への通所支援、移動支援について体制の整備を検討していきます。

主な施策・事業の内容

①就労機会の拡充

施策・事業	取り組み内容
障がい者の雇用に関する啓発	・ 県や公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、住民や企業等の理解を深めるための啓発活動を推進します。また、障がい者雇用に関する優良事例の情報収集を行い、助成制度の活用、税制上の優遇措置などとあわせての周知に継続して取り組みます。
他機関との連携	・ 県やハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、企業等との連携を図り、職業相談及び他機関への調整を実施します。 ・ 障がい者だけでなく生活困窮者や引きこもりの方なども含めた派遣型人材センター的な就労機会の体制を検討します。
就労訓練事業等の確保	・ 一般の企業などへの就労を希望する障がい者に対し、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上のため、就労継続支援事業所等の日中活動系サービスの場の確保に努めます。 ・ 圏域で職業評価や就労アセスメントが行える体制を検討します。

②継続的就労への支援

施策・事業	取り組み内容
就労サポート・定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労後のフォローアップ等総合的な支援を行うため、障がい者就業・生活支援センターの就労担当、生活担当の各コーディネーターを中心に障がい者総合相談支援センターや特定相談支援事業所との連携を強化します。 ・就労定着支援のため、三重障害者職業センターと連携し、職業評価・ジョブコーチによる支援などを行います。 ・障がい分野にとらわれず、生活困窮者支援・高齢者分野との連携を検討します。
他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークを核として、関係機関の連携による就労支援体制を確立するとともに、障がい者就業・生活支援センターとハローワークとの連携による相談体制を整備し、継続的な就労を支援します。 ・障がい者の身近な地域における雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。
就労準備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就労準備として、障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校等との連携を密にし、三重障害者職業センター等を活用して、障がい者のスムーズな就労を目指します。

③福祉的就労の充実

施策・事業	取り組み内容
福祉的就労の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労が困難な人などが福祉的な支援を受けながら働く場として、就労継続支援などを推進するよう事業所の確保を図ります。 ・一般就労の可能性のある人へ働きかけを行い、利用者の能力に応じて就労につなげる支援体制を確立します。 ・福祉的就労から一般就労希望者の雇用先や新しい就労支援体制を検討します。
通所施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会活動の場がない引きこもりがちな在宅の障がい者に対して、医療・福祉関係者が積極的に手を差し伸べ、作業所への通所を促すなどの利用支援の充実に努めます。 ・事業所への移動支援への体制整備の検討を図ります。

④福祉的就労に対する支援

施策・事業	取り組み内容
多様な就労形態の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの参加や一般企業との協働のもと、社会的事業所や就労体験サロンなど多様な就労形態をつくりだすとともに、地域とのかかわりを深めます。 ・施設間での連携を強化し、人材やノウハウなどの相互活用を促します。 ・福祉分野だけでなく、農林水産業分野とも連携し、福祉的就労が可能な領域を広げていきます。
販路拡大・工賃アップ	<ul style="list-style-type: none"> ・優先調達方針の周知に努めるとともに、産業部門とも連携し、地方公共団体による作業所などへの発注を促進するなど、工賃アップと作業量の確保に努めます。 ・一般企業の領域と重ならない分野での新規の製品開発と役務提供分野の開拓に努め、取引先の拡大に努めるとともに、販路拡大に取り組み、収益の拡大を図ります。

⑤日中活動の場づくり

施策・事業	取り組み内容
日中活動の場の確保と活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に通えない障がい者等の日中活動の場として、様々な人が過ごせるスペースづくりとともに、送迎や支援者へのボランティアの活用、障がい者の短時間の雇用（喫茶等）につなげる方策を検討します。 ・事業所に通えない障がい者が様々な人との交流ができる場所づくりを検討します。

⑥生活保障に向けた公的支援制度の充実

施策・事業	取り組み内容
各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の生活の安定を図るため、各種手当の支給について継続して実施するとともに、より適切に活用されるよう、広報などによる周知を図ります。
年金制度など生活の安定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金について、障がい者の生活の安定を図るため、広報などによる周知を行い、適切な受給に努めます。
手帳所持者への優遇措置の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳所持者が活用できる優遇措置（医療費助成、公共交通の割引など）の周知を行い、生活の安定化を図ります。

(2) 相談支援体制・在宅サービス等の充実

施策の方向

- ・居宅介護をはじめとする訪問系サービスの整備を促進するとともに、日常生活用具の利用促進や外出支援など、障がい者が安心して在宅生活を営むために必要な在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ・障がい者の自立と社会参加を促進するため、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスの充実を図ります。
- ・障がい者の高齢化に応じて、介護保険制度の利用も含めて、適切なサービスが受給できるように関係機関と連携を図ります。

主な施策・事業の内容

①ニーズに応じた在宅福祉サービスの充実

施策・事業	取り組み内容
訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズへの対応がきめ細かくできるよう、居宅での食事や入浴、排せつ等の介護を行う居宅介護や重度訪問介護等のサービスの確保に努め、重度の障がい者を含めた障がい者の居宅での生活を支援します。 ・サービス量の確保とともに、特に、重度の障がい者や精神障がい者などの障がいの状態に応じて適切に提供できるよう、質の向上を図ります。また、ホームヘルパーの確保とともに、資質の向上を図るため、県による研修などへの参加を促します。 ・緊急時対応可能な短期入所（ショートステイ）の確保等について検討します。
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が日中において自立した生活を送るため、生活介護・自立訓練・就労継続支援・療養介護などによる支援を行います。サービスの実施にあたっては、計画相談による適切なアセスメントを行い、利用者の状況に応じたサービスへの円滑な移行を促進するとともに、事業所に対してサービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行います。 ・障がい者の高齢化に応じて、本人の身体状況や精神状況に合わせて適切なサービスが受給できるように、介護保険制度の利用も含めて、本人の意向を確認しながら、関係機関と連携を図ります。
日中一時支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援事業については、継続して実施していくとともに、児童発達支援センターを含めた放課後等デイサービスの設置に向けて進めていきます。

サービス支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供事業所等とより一層の連携を図り、必要なサービスが提供できるよう、一体的な取り組みに努めます。
介護保険サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上で要介護認定を受けた人には、障がいの特性にあったサービス利用の周知など介護保険サービスの利用促進を図ります。また、40～64歳の人で特定疾病による場合にも介護保険サービスを利用できることについて、啓発を図ります。
地域生活支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。また、地域生活支援事業は市町村の創意工夫により事業内容を柔軟に設定できることから、障がい者のニーズに応じて事業内容を検討し、充実を図ります。

②みんなで支える地域生活への支援

施策・事業	取り組み内容
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の住み慣れた地域での自立生活を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等の関係者は、普段から顔の見える関係づくりに努め、組織化の促進など支援体制づくりに努めます。
インフォーマルサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が地域で安心して生活できるように、地域のインフォーマルなサービス（地域住民やボランティアなどが提供するサービス）を把握し、これらのサービスが充実するよう、情報提供等に努めるとともに、担い手であるボランティアの育成に努めます。

③福祉機器等の充実

施策・事業	取り組み内容
日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの特性に応じた給付品目の選定に努めるとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。 地域内外の業者に働きかけ、一人ひとりに合った機器が提供できる体制整備に努めます。

④相談窓口体制の充実

施策・事業	取り組み内容
専門相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の相談に迅速かつ的確に応じられるよう、紀北地域障がい者総合相談支援センター結において専門相談員によるライフステージに応じた相談支援事業を実施するとともに、両市町の窓口との連携を強化します。
相談支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・紀北地域障がい者総合相談支援センター結に設置した基幹型相談支援センターの相談支援体制の強化を図り、障がい者のそれぞれの課題（ニーズ）に対応した支援を行います。 ・相談支援事業を担う人材の育成を図るとともに、相談支援事業の周知を図ります。

⑤総合的、体系的な支援システムづくり

施策・事業	取り組み内容
紀北地域協議会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な相談支援が実現できるよう、紀北地域協議会において、困難事例への対応策や共通課題への対応策の検討、関係機関とのネットワーク構築などの支援を行います。

⑥ソーシャルワークの実践

施策・事業	取り組み内容
ケースワーク及びケアマネジメントの実践から見出された課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースワーク及びケアマネジメントの実践を通して把握された、地域で不足している福祉サービス及び社会資源等を充実させるための検討を行います。

(3) 障がい児支援の充実

施策の方向

- ・児童発達支援センターの整備を検討するとともに、関係機関と連携し、障がいのある子どもに対し、それぞれの障がいの状況に応じた適切な発達支援・相談支援体制の充実を図ります。
- ・放課後活動については、障がいのある児童・生徒を受け入れられる体制の整備に努め、支援員等の確保や専門性の向上に努めます。
- ・児童・生徒の障がいの程度に応じた個別指導の充実や、特別支援学級と通常学級との交流を促進し、同じ場でともに学ぶことを通して、理解し合える教育を目指すとともに、多様な学びの場の形成を進めます。
- ・障がいのある児童・生徒の教育や就学、就労に関する相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに合った支援を行います。

主な施策・事業の内容

①発達支援の推進

施策・事業	取り組み内容
児童発達支援センターの整備	・福祉、保健、教育など一体的な支援を行うため、児童発達支援センターの設置を検討します。
早期発見、早期発達支援システム	・乳幼児健診から問題を早期に発見し、早期発達支援を開始できるよう紀北医師会における「乳幼児保健検討委員会」での検討や専門医療機関につなぐとともに、その後、就学前教育・保育へとつないでいく早期発見、早期発達支援システムの構築を促進します。 ・保育所等・幼稚園において、三重県が開発した支援ツールである「CLM (チェック・リスト in 三重) と個別の指導計画」を活用した発達支援を行います。 ・福祉・保健・教育と連携した発達支援ネットワークを活用した途切れのない支援に努めます。

<p>発達支援体制、相談支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの早期発見、早期発達支援に対応するため、母子保健と連携した切れ目ない支援を図るとともに、就学支援委員会、東紀州くろしお学園おわせ分校等の教育機関や医療機関などとの連携を強化し、障がいのある子どもの把握を的確に行い、個々の障がいに応じた発達支援の充実を図ります。 ・保護者が不安を抱え込むことなく早期に相談できるよう、また、就学までの継続的な支援ができるよう、相談支援体制を強化します。 ・通園児に対し、発達状況に応じたプログラムによる支援を行うとともに、指導員の確保に努め、児童発達支援体制を強化します。また、在宅の障がいのある子ども等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、通園児以外に対しても、発達支援・相談支援を行います。
--------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②就学前の保育・教育の充実

<p>施策・事業</p>	<p>取り組み内容</p>
<p>保育所等・幼稚園における障がい児保育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、必要に応じて加配保育士や介助員を配置するなど、障がいのある子どもの受け入れを推進し、充実した生活の支援を進めます。また、小学校への適切な支援情報の引き継ぎができるよう取り組みます。
<p>保育士、教職員への研修機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による研修指導を受け、幼稚園教諭の資質の向上に努め、支援を要する幼児へ適切な支援を行います。 ・保育士の専門性の向上や、保育内容の充実のための適切な支援を行います。 ・発達支援の核となる人材育成や全保育士を対象とした資質向上研修等の研修機会の充実を図ります。
<p>関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な支援情報の引き継ぎ等による途切れのない支援を目指し、保育所等・幼稚園・小学校・中学校、保健・医療・福祉など関係機関の連携を強化します。
<p>就学に向けた発達支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・途切れのない支援を目指し、就学前の成果が就学後に生かせるよう、就学支援委員会など関係機関との連携を強化し、継続的な発達支援体制を推進します。

③障がいのある児童・生徒の教育の充実

施策・事業	取り組み内容
就学前の指導・相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援委員会を中心として各機関と情報の共有を図りながら、保護者の希望と児童・生徒のニーズを考慮しつつ、専門家の助言をもとに一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導が受けられるように努めます。 ・関係機関と連携しながら、保護者の希望に寄り添った児童の支援ができるように努めます。また、乳児期から就学まで途切れのない支援の充実を図ります。 ・今後も保護者の就学に関する悩みや質問を受け止める機会の拡充を図り、教育相談を周知し、関係機関との連携のもと、教育相談の充実を図ります。
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「パーソナルカルテ」による子ども一人ひとりに応じた特別支援教育を実施するとともに、「個別の教育支援計画」において、個々の特質とその教育的ニーズに基づいた教育過程や学習計画をP D C Aサイクルで改善を進めていきます。
障がいの状態に応じた学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も多様化する障がいに対応できるよう、スクールカウンセラーや専門機関との連携を図り、教職員研修に取り組みます。
特別支援学校のセンター的役割の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州くろしお学園おわせ分校は、地域における特別支援教育のセンター的機能を担うことから、地域の保・幼・小・中・高の各学校、園や福祉関係施設、行政機関等との連携を強め、個人情報に配慮しながら情報共有を図ります。 ・紀南地域でセンター的機能を果たす東紀州くろしお学園本校との連携を図ります。 ・地域内の小中学校へのきめ細やかな巡回教育相談や夏季公開研修会の実施を通して、小中学校の教員の特別支援教育への理解と資質向上を図ります。
放課後児童クラブへの障がいのある児童の受け入れの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブにおいて、障がいのある児童を受け入れられる体制の整備に努めます。

④教育機会の拡充

施策・事業	取り組み内容
学校の施設・設備の充実	・子どもたちの安全確保のため、障がいのある児童・生徒一人ひとりの状況に応じたバリアフリー化対応を推進します。
教育環境づくり	・必要に応じた介助員の配置や確保に取り組むとともに、教材等の購入により支援体制を整備し、障がいのある児童・生徒の学びの場を確立します。
教育相談体制・研修の充実	・三重県教育委員会や関係機関が行う特別支援教育に関する研修の受講を支援し、全教職員間で共有できるようOJTに取り組みます。

⑤学習機会、交流の場の創出

施策・事業	取り組み内容
特別支援学校と地域の学校との交流機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州くろしお学園おわせ分校と地域の保・幼・小・中・高等学校との交流機会を積極的に創出します。また、地域の一員として住民の方々と連携しながら、東紀州くろしお学園おわせ分校への理解と協力が得られるように努めます。 ・交流活動を継続して実施し、特別支援学級、特別支援学校相互の交流を深めます。 ・特別支援教育における交流及び共同学習の取り組みをさらに進めるため、特別支援学校との副次的な籍制度を導入します。県立特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、交流及び共同学習を通して、地域内の小中学校において学習する機会の充実を図ります。
交流の場の充実・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後、休日などに子どもがともに遊び、学び、豊かな人間性を形成する交流の場の充実・拡充を図ります。 ・介助員の配置により、普通学級で一緒に学ぶ活動の場をつくりだすなど、交流の場の拡充を進めます。
体験学習の充実	・地域企業などの協力を得て、職場体験学習を継続させていくとともに、体験学習がさらに充実したものとなるよう努めます。

⑥障がいのある児童・生徒の豊かな生活への対応

施策・事業	取り組み内容
卒業後に向けた教育支援の充実	・「個別の移行支援計画」では、地域や関係諸機関との連携を図りながら児童・生徒の支援を継承する体制を確立するとともに、卒業後の進路選択肢の拡大に向けた取り組みと情報の提供を行います。また、学校、地域、関係機関と連携して事業所の理解を図るとともに、生徒や保護者の就労等への意識を高め、生徒の特性に応

	じた進路先を確保できるよう取り組みます。
卒業後の進路等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育終了後、障がいのある児童・生徒が適切な進路選択ができるよう、相談や指導体制のさらなる充実を図るとともに、関係機関との連携、卒業後の進路の開拓、特別支援学校高等部の進路指導の充実、中学校特別支援学級の現場実習等の推進、職業教育の充実を図ります。

(4) 保健・医療との連携

施策の方向

- ・各種健診や健康相談、健康教室の開催等を行い、障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいに対する正しい理解を深めます。
- ・障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。
- ・入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。
- ・医療的ケアが必要な重度障がい者に対する支援が確保されるよう、事業所の協力も得ながら、受け入れ体制の充実に努めます。

主な施策・事業の内容

①乳幼児期における早期発見・早期対応

施策・事業	取り組み内容
妊婦健診、乳幼児健診等の実施	・安心・安全な出産の確保や疾病や障がいの早期発見・対応を図るため、妊婦健診、乳幼児健診を実施します。
乳幼児への保健指導の実施	・保護者の育児不安の解消に努め、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、赤ちゃん訪問、健康教育・健康相談・療育指導、母子保健訪問指導、健康診査後の経過観察等の事業を継続します。

②障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期対応

施策・事業	取り組み内容
障がいの原因となる生活習慣病等の予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・人工透析や脳血管疾患によるまひなどは、日常生活に大きな負担をもたらし、生活の質の低下を招くおそれがあるため、原因となる糖尿病や高血圧、慢性腎臓病（CKD）など、生活習慣病の予防や重症化を防ぐための対策に取り組みます。健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、健康診査、保健指導などを実施します。 ・具体的には、特定健康診査などにより疾病を早期に発見し、健康教室・健康相談を中心に、各種健康づくり事業を展開しながら、正しい健康知識の普及・啓発に努め、運動や食生活改善などの健康づくりを支援します。
訪問指導の実施	・保健指導が必要な人を対象として、希望者には訪問指導を実施します。

③地域医療、リハビリテーションの充実

施策・事業	取り組み内容
地域医療体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療介護連携支援センターを中心に、医師会等と協働して医療と介護の連携体制を確立します。また、医療・介護関係者の相互理解を深めるため、多職種の研修会や懇談会等を定期的に開催し、意見交換することで、円滑な関係を築くとともに、専門職・事業所間の連携を促進することで、それぞれの専門性を生かした一体的な支援体制の構築を図ります。
自立支援医療の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者（児）の障がいを軽減または回復させるための手術や治療など、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付を行います。 ・精神障がい者においては、自立支援医療（精神通院）を受給できるよう関係機関と連携を図ります。
訪問看護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション等による在宅障がい者に対する訪問看護サービスを促進します。
精神医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域の精神医療は、主に医療法人 紀南会 熊野病院と医療法人 紀南会 尾鷲診療所により確保されており、医療機関の負担軽減に向けて、訪問等による相談支援を随時行っていきます。
精神保健活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者が安心して地域で生活するために、医療機関や各関係機関と連携しながら精神疾患や精神障がいに対する正しい理解の普及・啓発に努めるとともに、ピアカウンセリング事業など支援体制の充実に努めます。 ・うつ予防教室、うつ予防DVD活用事業を実施するとともに、地域住民にうつの正しい知識を普及・啓発し、地域で支援できる体制づくりに努めます。また、かかりつけ医等との連携を図り、うつの早期発見、早期受診が可能な地域づくりを目指します。
在宅での生活を支えるリハビリテーション等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で療養する障がい者がより安定した生活を送ることができるよう、医療機関と連携し、適切なリハビリテーションが受けられる体制の整備を促進します。 ・高次脳障がいのある方へは三重県身体障害者総合福祉センターと連携し、適切なリハビリテーションが受けられるよう支援します。

④重度障がい者に対する支援

施策・事業	取り組み内容
リハビリテーション等の充実	<ul style="list-style-type: none">・医療機関と連携し、適切なリハビリテーションが受けられる体制の整備を促進します。・障がいのある児童・生徒のリハビリテーションを確保するため、三重県立子ども心身発達医療センターの協力を得て、発達支援・相談を実施します。
受け入れ可能な施設の確保	<ul style="list-style-type: none">・重度障がい者の日中の活動の場の確保に努めます。・ショートステイの利用拡大のため、他地域での施設利用や高齢者施設の相互利用も含め、受け入れ先の確保に努めます。

3. 地域での暮らしを支える安全・安心な生活環境づくり

(1) 防災・防犯対策の推進

施策の方向

- ・災害が発生もしくは発生すると想定される場合に円滑な避難や情報提供、安否確認ができるよう、避難行動要支援者に関する情報の整備や個別支援プランの作成、地域における避難支援体制等の充実に向けた取り組みを進めます。
- ・障がい者を犯罪から守るため、関係機関や地域住民の連携を強化し、防犯体制の充実を図るとともに、防犯啓発情報の発信に努めます。

主な施策・事業の内容

①防災・防犯知識の普及

施策・事業	取り組み内容
防災知識の普及・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の被害が最小になるよう、防災対策講習会などによって、より一層の防災知識の普及と防災意識の向上に努めます。
地域防犯体制等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署、自治会、民生委員・児童委員、防犯協会などの連携により、地域ぐるみで犯罪や事故から障がい者を守る意識の高揚に努めます。 ・エリアワンセグ放送や行政放送番組、広報などを活用した防犯啓発情報の発信に努めます。

②障がい者に配慮した防災体制の確立

施策・事業	取り組み内容
避難誘導體制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難誘導など、地域の助け合いによる避難体制構築のために、災害時の個別支援プランの作成や支援に努めます。 ・地域における民生委員・児童委員及び自主防災組織、消防団との連携を強化し、障がい者の状況の把握及び緊急時における障がい者の安否確認、避難誘導等が円滑に行えるよう努めます。 ・安全な高台へ避難するための、効果的な避難路の整備を進めます。
避難場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に配慮した福祉避難所の確保に努めます。また、既存の避難所についても、要配慮者に配慮したスペースの確保や誰もが使いやすい施設、備品の設置等を検討していきます。

③通信手段の確保

施策・事業	取り組み内容
エリアワンセグ端末・防災用個別受信機の設置	・視覚障がい者や聴覚障がい者に対して、災害時に有効に機能するエリアワンセグ端末や防災用戸別受信機等の設置に努めます。

(2) 誰もが暮らしやすい環境づくり

施策の方向

- ・障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、生活の基盤となる住環境の確保・充実、ユニバーサルデザイン化などに取り組みます。
- ・バリアフリー化やユニバーサルデザイン推進の意義について普及啓発を促進します。

主な施策・事業の内容

①ユニバーサルデザインのまちづくり

施策・事業	取り組み内容
公共空間等におけるユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none">・官公庁、学校などの公共施設について、福祉のまちづくりのモデルとなるよう、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に沿って、障がい者や高齢者の利用に配慮した整備を進めます。・新規開設の市町道については、ユニバーサルデザインの理念に基づく整備を行います。

②施設等のバリアフリー化の促進

施策・事業	取り組み内容
公共施設等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none">・既存の公共施設については、随時点検を行い改善に努めます。・歩道等の改修の際には、段差の解消や点字ブロックの設置、歩行者が通行しやすい幅の確保等に努めます。・歩道への自転車駐輪や、障がい者用駐車スペースへの駐車に対する住民モラルの向上が図られるよう啓発に努めます。
民間建築物等のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none">・病院、スーパーマーケット、銀行など、多くの人びとが利用する公共性の高い民間施設については、バリアフリーの視点からの施設点検と改善が進められるよう、事業者への啓発に努めます。・障がい者だけでなく高齢者にとっても不可欠である、バリアフリー化の意義について普及啓発を進めていきます。

(3) 住まいの確保

施策の方向

- ・地域における多様な生活のあり方を確保するため、グループホームなどの居住支援サービスの充実に努めます。
- ・障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、生活の基盤となる住環境の確保・充実、ユニバーサルデザイン化などに取り組みます。
- ・障害者支援施設への入所支援については、地域移行の視点、支援を基本に置きながら、障がいの程度やニーズに応じて、自己決定に基づいた適切な支援を行います。
- ・今後は、障がい者や高齢者単身世帯など住宅確保に配慮を要する方の居住ニーズが高まると見込まれており、円滑な住まいの確保や、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方について検討していきます。

主な施策・事業の内容

①グループホームの確保

施策・事業	取り組み内容
グループホームの整備	<ul style="list-style-type: none">・障がいの程度に応じたグループホームの整備に努めるとともに、空き家の活用について検討していきます。・面的整備型地域生活支援拠点整備を関係機関と協議していきます。
グループホームにおける生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・グループホームの入所者が安心して暮らせるよう紀北地域障がい者総合相談支援センター結や相談支援事業者による支援体制の充実と居住環境の整備に努めます。

②居住支援サービスの充実

施策・事業	取り組み内容
質の高い居住支援サービスの確保	<ul style="list-style-type: none">・障害者総合支援法に基づく居住支援事業の実施にあたっては、施設入所者との面談等を通して、状況にあった提供を行います。
入所施設との連携の強化	<ul style="list-style-type: none">・利用者の状況にあわせて施設入所支援が行われるよう、特定相談支援事業所及び入所施設との連携を強化するとともに、行政職員等による施設訪問を行います。・地域移行については、本人や家族の意向を聞きながら、本人の年齢や障がい状況等を含めた検討を実施していきます。

③公的住宅の確保

施策・事業	取り組み内容
障がい者向け住宅の確保	・空き家の有効活用や公的住宅の障がい者に配慮した住宅改修など、経済的で使いやすい住宅の確保策を検討します。
公営住宅のバリアフリー化	・地域生活支援事業の住宅改修費の活用を促し、障がい者に配慮した住宅整備の推進を図ります。

④暮らしやすい住まいへの支援

施策・事業	取り組み内容
住宅のバリアフリー化の促進	・障がい者や高齢者にとって安全で快適な住宅となるよう、介護保険制度や地域生活支援事業の「日常生活用具給付事業」等の活用や制度の周知を図り、住宅のバリアフリー化を促進します。
住宅に関する相談・支援	・一般の住宅で暮らす際の住居管理や賃貸契約について、また、住宅改修と福祉用具を組み合わせた利用の助言など、安全に安心して暮らすための相談支援を行います。 ・民間の賃貸人などに対して、障がい者等の住宅確保要配慮者への居住支援等について、県と連携して、啓発に努めるとともに、保証人不在者への対応を検討します。

(4) 移動手段の確保

施策の方向

- ・自家用車等の外出手段を持たない障がい者の行動範囲を拡大し、社会参加を促進するとともに家族等の負担を軽減するため、ヘルパーの確保など外出支援サービスの充実を図ります。
- ・障がい者や高齢者など交通弱者といわれる人たちの移動手段を確保するため、障がい者が安心して利用できる公共交通機関の利便性向上に努めます。

主な施策・事業の内容

①移動支援の充実

施策・事業	取り組み内容
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none">・外出が困難な障がい者の社会参加を促すため、ヘルパーなどを派遣し、外出の手助けを推進します。・ニーズに合わせたサービス提供ができるよう、事業所へ働きかけを行います。
福祉有償運送	<ul style="list-style-type: none">・福祉有償運送が利用しやすいものとなるよう、利用者への情報提供に努めるとともに、活用の拡大を図ります。・福祉有償運送運営協議会において、運用の必要性や対価の妥当性について協議を行うとともに、実施事業所に対して助言や指導を行います。

②外出のための環境整備

施策・事業	取り組み内容
自動車運転免許取得・改造費助成事業	<ul style="list-style-type: none">・自動車改造や運転免許取得に対する助成の周知に努めます。
旅行等の外出機会の確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・介護が必要な障がい者が他地域へ旅行する場合、目的地において必要となるヘルパーやボランティア等を確保するための情報収集と提供に努め、利用のための連絡調整に努めます。

③公共交通機関の充実

施策・事業	取り組み内容
障がい者に配慮した公共交通機関の整備促進	<ul style="list-style-type: none">・鉄道、バス、タクシーなどの公共交通機関に、障がい者や高齢者が安心して利用できるよう、施設、車両などの改善についての要望を行うとともに、路線バスにおけるリフト付バスやノンステップバスの導入、リフト付タクシーの導入を働きかけます。・福祉タクシー事業者等との連携や、コミュニティバスの利便性の向上を図るなど、障がい者や高齢者が安心して外出できるよう移動手段の確保を図ります。

④交通安全施策の推進

施策・事業	取り組み内容
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・視覚障がい者や聴覚障がい者の移動時における安全を確保するため、大きくわかりやすい道路標識・案内の設置や音声誘導装置を設置するなど、交通安全対策を進めます。・尾鷲警察署と協力しながら、「ゾーン30」や「あんしん歩行エリア」の設定地域内における、より一層の交通安全対策を働きかけます。

第5章 計画の推進体制

1. 紀北地域協議会の推進

紀北地域協議会は、地域の障がい者の生活を支えるために、相談支援事業をはじめとしたシステムづくりの中核的な役割を果たすとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場であり、障がい当事者や家族、住民代表者、医療機関、福祉事業者、学識経験者、行政職員などにより構成されています。

本計画の推進にあたっては、紀北地域協議会の運営を通じて可能な限り情報共有を図りながら、計画の具体化に向けた協議を行うとともに、紀北地域協議会を構成する部会等の取り組みにより、障がい者の意向に沿った施策の展開を図っていきます。

2. 地域における連携体制の強化

障がい者をはじめ、障がい者団体・福祉団体・社会福祉協議会などの関係団体、その他の団体・企業、行政機関が一体となって障がい者施策を総合的に推進します。

3. 新たな福祉ニーズへの対応

新たな福祉ニーズに対応し、計画を実効性のあるものとするために、必要に応じて紀北地域協議会における検討や当事者等との協議により、既存施策の再構築についても視野に入れていきます。

4. 計画の進行管理と見直し

本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルにより、各施策・事業の進捗状況などの点検・評価を行い、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等の調整を行います。

また、計画の見直しにあたっては、社会情勢及び国の福祉施策の状況に対応しながら、実績等の把握や分析・評価を行い、紀北地域協議会等において意見を聴くことにより、必要がある場合には計画の変更及び事業の見直し等を行います。

参考資料

1. 用語解説

用語	内容
あ 行	
アセスメント	一般的には環境分野において使用される用語。福祉の分野では第1段階において、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること、援助活動を行う前に行われる評価、利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことを指し、援助活動に先立って行われる一連の手続き。
意思疎通支援事業	地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する。
移動支援	地域生活支援事業の一つ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。
一般就労	障がい者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
インフォーマルサービス	公的な機関が提供するサービスではなく、地域住民やボランティアなどが提供するサービス。
エリアワンセグシステム	エリアワンセグは地域限定の放送サービスのこと。尾鷲市では音声・文字・映像による防災情報を送信するシステムとして活用している。
か 行	
学習障がい	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定の技能習得と使用に著しい困難を示す障がい。
協働	住民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し、ともに取り組むこと。
居宅介護（ホームヘルプサービス）	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、生活全般にわたる援助を行う障がい福祉サービス。
グループホーム（共同生活援助）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障がい福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障がい者や精神障がい者、身体障がい者などが、一定の経済的負担を担って共同で生活し、同居または近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
ケアマネジメント	障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。アセスメント（事前評価）、ケア計画の作成・実施、フォローアップなどの支援サービスを行う。

用語	内容
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
公共職業安定所（ハローワーク）	厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。
工賃	一般的には「物を製作、加工する労力に対する手間賃」のことを指す。障がい者が就労継続支援事業所等の仕事で収益を生んだ場合に、労働成果として支払われるもの。
合理的配慮	障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がい者の特性にあわせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。
さ 行	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う障がい福祉サービス。
肢体不自由	身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。
児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障がい児通所支援。福祉型と医療型がある。
市民後見人	親族以外の市民による後見人。市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
社会資源	社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や住民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う障がい福祉サービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。
就労継続支援（A・B型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。雇成型（A型）と非雇成型（B型）がある。

用語	内容
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言を行う障がい福祉サービス。
手話通訳者	話の内容やその場で起こっている音を手話に、または手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。
障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障がい児福祉計画	児童福祉法の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務づけられている。
障がい者計画	障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障がい者週間	「障がい者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。
障害者総合支援法	障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障がい福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務づけられている。
ショートステイ	「短期入所」を参照。
ジョブコーチ (職業適応援助者)	障がい者等が、職場に適応することを容易にするため、事業所に派遣されたりし、職業習慣の確立や同僚への障がい者特性に関する理解の促進を図る者。
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。

用語	内容
自立支援医療	障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する障がい福祉サービス。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がい福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。
相談支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。
た 行	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事その他の必要な介護等を行う障がい福祉サービス。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障がい福祉サービス。
地域生活支援事業	障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。 主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。

用語	内容
特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成19年の学校教育法改正前は、盲学校、聾学校及び養護学校だった。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成19年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
な 行	
難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。 このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい等）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。
日常生活用具給付等事業	地域生活支援事業の一つ。障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。
は 行	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。
ハローワーク	公共職業安定所の通称。「公共職業安定所」参照。
ピアカウンセリング	障がい者自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がい者の相談・支援に応じ、問題の解決を図ることをいう。ピア＝仲間の意味。
P D C A（ピーディーシーエー）サイクル	施策や事業についてのP（Plan：計画）・D（Do：実施）・C（Check：点検・評価）・A（Action：改善に向けた行動）のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。

用語	内容
避難行動要支援者	障がい者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられた。
福祉的就労	障がい者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。
福祉避難所	市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。
福祉有償運送事業	移動に制約がある障がい者や高齢者などに対し、非営利法人が行う有償の移送サービス。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障がい児通所支援。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
補装具	身体障がい者の身体の一部の欠損または機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするために用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。
ま 行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している者。各地域に配置され、地域に居住する子育てに悩んでいる人、高齢者・障がい者等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所等の各種関係機関への橋渡し等必要な支援活動を行っている。
や 行	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
ら 行	
リハビリテーション	事故・疾病等により障がいを受けた人や、長期療養者を対象にして行う、機能回復と社会復帰のための、総合的な療法・指導・訓練。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う障がい福祉サービス。

2. 紀北地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 尾鷲市と紀北町は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、紀北地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(機能)

第2条 協議会は次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議を行う。
- (2) 地域の社会資源の開発、改善を行う。
- (3) 中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営方針を協議し、委託事業者の評価を行う。
- (4) 紀北地域障がい者福祉計画及び尾鷲市障がい福祉計画、紀北町障がい福祉計画策定に必要な検討を行うこと。
- (5) その他、協議会の趣旨に合致する事項についての協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、障がい福祉に関する相談支援員、障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、障がい関係団体、学識経験者、関係行政機関等の中から、事務局を担当する首長が委嘱する。
- 3 協議会に特定事項を協議する部会を設置することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会は部会長が招集し、関係者の出席で会議を開くことができる。ただし、部会長は協議会で報告しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 会長が必要であると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員及び関係者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、尾鷲市、紀北町が年度毎に輪番で担当し、庶務を処理するものとする。

2 事務局は協議会の運営に関し必要な事項を協議するため、運営会議を開くことができる。

(変更)

第10条 本要綱を変更する必要がある場合は、尾鷲市、紀北町の同意を得て変更するものとする。

(運営事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

3. 紀北地域協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

役職	氏名	団体名等	役職等
会長	加藤 康子	紀北医師会	かとう小児科医師
	今西 裕隆	医療法人紀南会 熊野病院	精神保健福祉士
	峪口 まなみ	尾鷲公共職業安定所	統括職業指導官
	中村 公郎	尾鷲保健所	所長
	堀井 肇	三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校	教頭
	内山 洋輔	尾鷲市社会福祉協議会	事務局長
	森下 昭弘	紀北町社会福祉協議会	事務局長
	世古 克人	尾鷲商工会議所	事務局長
	中瀬 哲弥	みえ熊野古道商工会 海山支所	局長
	西川 恭次	尾鷲市身体障害者互助会	会長
	牧野 由美	紀北町障がい者団体連合会	会員
	上村 公彦	紀北作業所	所長
	濱口 麻由奈	ゆめ向井工房	所長
	牧野 正人	紀北作業所保護者会	会長
	伊藤 徹哉	はあとの会	会長
	福田 一成	手話サークル かたつむり	代表
	加藤 益洋	障がい者支援グループたいき	施設長
副会長	吉田 直文	NPO法人「ひのきの会」	理事長
	宮原 香奈子	NPO法人「あいあい」	理事
	小倉 努	社会福祉法人慈徳会	桃朋園 施設長
	世古 直美	株式会社やきやまふぁーむ	代表
	近藤 大志	紀北広域連合	事務局長
	山口 修史	尾鷲市福祉保健課	課長
	直江 和哉	紀北町福祉保健課	課長
	東地 正幸	紀北地域障がい者総合相談支援センター 結	センター長

4. 紀北圏域障がい福祉サービス事業所一覧

サービス種類	事業所名	住所	電話番号
居宅介護	尾鷲社協介護事業所	尾鷲市中村町1番5号	0597-22-3354
	在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	0597-23-3007
	介護すまいる館 たむろ	尾鷲市野地町4番16号	0597-22-1457
	在宅ケアグループゆうあい	北牟婁郡紀北町東長島1307番地1	0597-47-0458
	紀北町社協ホームヘルパー「海山」	北牟婁郡紀北町引本浦239-2	0597-32-3357
	紀北町社協ホームヘルパー「長島」	北牟婁郡紀北町東長島209-9	0597-47-1080
	訪問介護たいき	北牟婁郡紀北町三浦709番地1	0597-46-1488
重度訪問介護	尾鷲社協介護事業所	尾鷲市中村町1番5号	0597-22-3354
	在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	0597-23-3007
	紀北町社協ホームヘルパー「海山」	北牟婁郡紀北町引本浦239-2	0597-32-3357
	紀北町社協ホームヘルパー「長島」	北牟婁郡紀北町東長島209-9	0597-47-1080
	介護すまいる館 たむろ	尾鷲市野地町4番16号	0597-22-1457
同行援護	尾鷲社協介護事業所	尾鷲市中村町1番5号	0597-22-3354
	在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	0597-23-3007
行動援護	在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	0597-23-3007
生活介護	ゆめ向井工房	尾鷲市大字向井133番地12	0597-23-3320
	あいあいの丘ふぁみり	尾鷲市矢浜四丁目1番46号	0597-37-4165
	紀北作業所分場 瑠璃が浜	北牟婁郡紀北町東長島209番地9	0597-47-5262
	紀北作業所	北牟婁郡紀北町上里275番地20	0597-36-1601
	あいあい日向	尾鷲市大字向井133番9号	0597-23-3075
	輪内高齢者サービスセンター	尾鷲市曾根町606番地1	0597-27-3800
共生型生活介護	紀北町社協デイサービス「ゆとり」	北牟婁郡紀北町東長島209番地9	0597-47-5544
生活介護（障害者支援施設）	桃朋園	北牟婁郡紀北町上里227番地1	0597-33-1800
就労継続支援B型	ゆめ向井工房	尾鷲市大字向井133番地12	0597-23-3320
	天使の家	尾鷲市尾鷲市古戸町10番17号	0597-37-4337
	やきやまふぁーむ	尾鷲市三木里町249番地1	0597-28-8007
	優・結	尾鷲市大字南浦1677番地1	080-8451-5338
	特定非営利活動法人ひのきの会	北牟婁郡紀北町船津2565-1	0597-35-0707
	紀北作業所	北牟婁郡紀北町上里275-20	0597-36-1601
	就労B型事業所 たいき	北牟婁郡紀北町三浦705番地11	0597-46-1488
短期入所	桃朋園	北牟婁郡紀北町上里227番地1	0597-33-1800
施設入所支援	桃朋園	北牟婁郡紀北町上里227番地1	0597-33-1800
共同生活援助	和家	尾鷲市向井151-1	0597-37-4030
	金塚ホーム	北牟婁郡紀北町上里悪水小川内79	0597-36-1089
	しょうがい者グループホーム たいき	北牟婁郡紀北町三浦740番地2	0597-46-1122
	障がい者グループホームここはあと	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	0597-23-3007
児童発達支援	あいあいの丘ふぁみり	尾鷲市矢浜四丁目1番46号	0597-37-4165
放課後等デイサービス	あいあいの丘ふぁみり	尾鷲市矢浜四丁目1番46号	0597-37-4165
計画相談支援	障がい者相談支援センターありす	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	0597-23-3007
	相談支援事業所ぶらん結	尾鷲市栄町5番5号	0597-22-3170

第6期紀北地域障がい者福祉計画

[令和6年度～令和8年度]

発 行 尾鷲市、紀北町

発行年月 令和6年3月

尾鷲市福祉保健課

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町10番43号

電 話 : 0597-23-8203

F A X : 0597-23-8204

紀北町福祉保健課

〒519-3292

三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1

電 話 : 0597-46-3122

F A X : 0597-47-5903
